学振助一第１２７７号
令和６年１月２６日

関係各研究機関代表者　　殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長　　杉　野　　剛
（公印省略）

令和６(2024)年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（特別研究員奨励費）（外国人特別研究員）の募集について（通知）

このことについて、別添「令和６(2024)年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究員奨励費）（外国人特別研究員）」（以下「募集要領」という。）により募集します。

ついては、貴職から関係者に周知するとともに、貴研究機関において、募集要領「Ⅲ　研究機関の方へ」の内容に従い、応募に係る手続等必要な事務を行ってください。

今回の募集における前年度からの主な変更点は別紙のとおりですので、貴職から関係者に周知してください。

なお、本募集は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く研究を開始できるようにするため、令和６(2024)年度予算成立前に始めるものです。したがって、予算の状況によっては、今後、措置する財源、内容等に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

（本件担当）
独立行政法人日本学術振興会
研究事業部　研究助成第一課　総務企画係
〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1
電話　03-3263-0976，0980

別紙

＜令和６(2024)年度募集における主な変更点等＞

（１）外国人特別研究員の来日期限延長に伴い、採用期間開始日が変更となった場合の取扱いについて

○これまで、本種目の交付内定後に外国人特別研究員の採用期間開始日が変更になった場合、交付申請を辞退した上で、変更後の採用期間開始日に対応する応募時期に、改めて応募する必要がありました。研究者等の負担を軽減し、早期の研究開始を可能とするため、本募集より、延長後の来日期限が令和６(2024)年 11 月 30 日以前であれば、交付申請の留保を可能とします。

（２）研究インテグリティについて

○「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和３年４月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。令和６(2024)年度募集においても引き続き、研究活動の透明性の確保に係る情報について、「科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）(外国人特別研究員)の応募等に係る確認書」に記載することとしています。